

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分並びに同年〇月〇日付けで請求人に対してした同法による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に派遣労働者として採用され、派遣先のC会社（以下「派遣先会社」という。）において機械設計業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、自宅から自家用車を運転して派遣先会社に向かう途中、後方から走行する普通乗用車に追突され負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、D病院に受診し「頸椎捻挫、右膝打撲傷、頭部外傷の疑い」と診断され、同月〇日にはE医院に受診し「頸椎捻挫」と診断され、その後、複数の医療機関において療養を続けた。

- 3 請求人は当初、事故の相手方が加入する自動車保険から治療費及び休業損害の給付を受けていたが、自動車保険からの支払が打ち切られたため、監督署長に対して療養給付及び休業給付を請求したところ、監督署長は請求人の本件災害に係る傷病は通勤災害によるものであると認め、これらを支給してきたが、請求人からの平成〇年〇月〇日以降の療養給付及び休業給付の請求については、同年〇月〇日をもって治癒（症状固定）しているとして、これらを支給しない旨の処分（以下「初回処分」という。）をした。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求

をしたが、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却し、請求人は再審査請求をしなかったため初回処分が確定した。

- 4 請求人は、平成○年○月○日、F医療センターに受診し「脳脊髄液漏出症、頸椎捻挫、繊維筋痛症、胸郭出口症候群」と診断されたため、本件災害の傷病が再発したとして監督署長に対して療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、審査官に審査請求をしたところ、審査官がこれを棄却したことから再審査請求をしたが、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却した（平成27年労第512号事件。以下「前裁決」という。）。

- 5 今般、請求人は、平成○年○月○日、F医療センターに受診し「脳脊髄液漏出症」と診断され、平成○年○月○日、G病院に受診し、同年○月○日、H病院に受診し「頸肩背部、腰部の痛み」と診断され、同年○月○日、I鍼灸院に受診し「交通外傷」と診断され、それぞれ加療した。

- 6 本件は、請求人が上記に係る療養給付及び休業給付をそれぞれ請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

- 7 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

- 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人の傷病は平成○年○月○日をもって治癒（症状固定）したとして、療養給付及び休業給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

- 1 当審査会の事実認定

(略)

## 2 当審査会の判断

本件災害による傷病が平成〇年〇月〇日に症状固定したこと並びに脳脊髄液漏出症及び頸椎捻挫が本件災害による再発とは認められないことは、既に当審査会が前裁決で判断している。

請求人は、本件災害による傷病は治癒していないとして、J医師作成の平成〇年〇月〇日付け国民年金厚生年金保険診断書等を提出するが、同医師の見解は、前裁決において当審査会が採用できないと説示したところと同様のものであり、当審査会として改めて一件記録を精査したが、前裁決における判断を変更すべき理由は認められない。

## 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。